

| | | |
|------------------------------------------------------------------|-----|----|
| ○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号） | （抄） | 1 |
| ○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号） | （抄） | 5 |
| ○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号） | （抄） | 6 |
| ○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号） | （抄） | 8 |
| ○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号） | （抄） | 11 |
| ○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号） | （抄） | 12 |
| ○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号） | （抄） | 31 |
| ○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号） | （抄） | 32 |
| ○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号） | （抄） | 35 |
| ○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七十七号） | （抄） | 36 |
| ○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号） | （抄） | 51 |
| ○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号） | （抄） | 52 |
| ○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号） | （抄） | 54 |
| ○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号） | （抄） | 54 |
| ○高齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号） | （抄） | 55 |
| ○高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号） | （抄） | 55 |
| ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号） | （抄） | 55 |
| ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号） | （抄） | 56 |
| ○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号） | （抄） | 56 |
| ○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号） | （抄） | 56 |
| ○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号） | （抄） | 57 |
| ○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号） | （抄） | 57 |
| ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号） | （抄） | 57 |
| ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号） | （抄） | 58 |
| ○雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号） | （抄） | 58 |
| ○雨水の利用の推進に関する法律第二條第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号） | （抄） | 58 |
| ○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号） | （抄） | 59 |
| ○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号） | （抄） | 60 |

| | |
|------------------------------------------------------------------------|----|
| ○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄） | 71 |
| ○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十 三号）（抄） | 71 |
| ○独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄） | 72 |
| ○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（抄） | 75 |
| ○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（抄） | 75 |
| ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）（抄） | 76 |
| ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄） | 76 |
| ○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄） | 76 |
| ○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二十条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号） （抄） | 77 |
| ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄） | 81 |
| ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄） | 81 |
| ○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄） | 82 |
| ○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄） | 82 |
| ○障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（抄） | 82 |
| ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄） | 83 |
| ○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄） | 83 |
| ○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄） | 84 |
| ○行政執行法人の役員等の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄） | 88 |
| ○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄） | 89 |
| ○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄） | 90 |

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十四号）による改正後）（抄）

（資本金）

- 第九十五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び福島の地方公共団体（以下「政府等」という。）が出資する額の合計額とする。
- 2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府等は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。
- 4 政府等は、第一項又は前項の規定により機構に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は機械設備（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。
- 5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（機構が承継する国の権利義務）

第九十九条 国が有する権利及び義務のうち、第一百条第一項各号に掲げる業務に係るものとして政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

（役員の欠格条項）

第一百四条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員又は研究公務員で政令で定めるものを除く。）は、役員となることができない。

（業務の範囲）

第一百十条 機構は、第九十二条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 二 新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 四 機構の施設及び設備を第八十八条の二に規定する事業活動を行う者その他の新産業創出等研究開発に資する活動を行う者の利用に供すること。
- 五 新産業創出等研究開発に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 六 海外から新産業創出等研究開発に関する研究者を招へいすること。
- 七 協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構成員との連絡調整を行うこと。
- 八 新産業創出等研究開発に係る内外の情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

- 九 前号に掲げるもののほか、原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うこと。
- 十 新産業創出等研究開発の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 十一 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う新産業創出等研究開発に関する研修その他の機構以外の者との連携による新産業創出等研究開発に関する教育活動を行うこと。
- 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項第十号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(積立金の処分)

- 第百二十一条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における研究開発等業務の財源に充てることができる。
- 2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならぬ。
- 3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第百二十五条 独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第十九条の二、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条、第二十八条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第二項から第五項まで、第三十九条の二、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条並びに第四十六条の二から第五十条の十までの規定は、機構について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替えられる独立行政法人通則法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第八条第三項 | 主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。) | 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第百二十七条第二項に規定する主務省令(以下「主務省令」という。) |
| 第十六条 | 第十四条第一項 | 福島復興再生特別措置法第九十七条第一項 |

| | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第十六条、第十九条の二、第二十三條、第二十五條及び第二十六條 | 前条第二項 法人の長 | 同法第九十八條第二項 理事長 |
| 第十九條の二、第二十八條第二項、第三十九條の二第一項及び第五十條の四第六項 | この法律、個別法 主務大臣 | 福島復興再生特別措置法 同法第二百二十七條第一項に規定する主務大臣（以下「主務大臣」という。） 福島復興再生特別措置法第四百條 |
| 第十九條の二 | 前条 | 理事 |
| 第二十三條第一項 | 役員 | 理事長又は理事 |
| 第二十三條第四項 | 法人の長その他の代表権を有する役員 | 主務省令 |
| 第二十四條 | 総務省令 | 子法人（福島復興再生特別措置法第一百一條第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）に |
| 第三十九條第二項第二号 | 子法人に | 福島復興再生特別措置法第一百十九條第二項 |
| 第三十九條第三項 | 第四十條 | 福島復興再生特別措置法第一百十八條第一項に規定する財務諸表 |
| 第三十九條第五項第二号及び第三号 | 財務諸表 | 福島復興再生特別措置法第一百十八條第一項に規定する財務諸表 |
| 第四十一條第三項第一号 | 財務諸表承認日 | 福島復興再生特別措置法第一百三十條第四項に規定する財務諸表承認日 |
| 第四十二條 | 中期目標管理法人の中期計画の第三十條第二項第四号、国立研究開発法人の中期計画の第三十五條の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五條の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の十第三項第四号 | 福島復興再生特別措置法第二百二十條第三項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）の同法第一百十三條第二項第四号 |
| 第四十五條第一項 | 中期目標管理法人の中期計画の第三十條第二項第四号、国立研究開発法人の中期計画の第三十五條の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五條の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の十第三項第四号 | |
| 第四十五條第四項 | 個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金 | 長期借入金 |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第四十六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十六条の三第一項ただし書</p> | <p>中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号</p> | <p>中期計画において福島復興再生特別措置法第百十二条第二項第五号</p> |
| <p>第四十六条の三第一項、第三項及び第五項</p> | <p>政府以外の者 民間等出資に係る不要財産</p> | <p>福島の地方公共団体 地方公共団体外資に係る不要財産</p> |
| <p>第四十八条ただし書</p> | <p>中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号</p> | <p>中期計画において福島復興再生特別措置法第百十二条第二項第六号</p> |
| <p>第五十条</p> | <p>これらの この法律</p> | <p>その 福島復興再生特別措置法</p> |
| <p>第五十条の二第三項</p> | <p>実績</p> | <p>実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性 主務省令</p> |
| <p>第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項並びに第五十条の九</p> | <p>政令</p> | <p>福島復興再生特別措置法第九十条第一項に規定する新産業創出等研究開発に</p> |
| <p>第五十条の四第二項第三号</p> | <p>研究に</p> | <p>福島復興再生特別措置法第百十五条第一項</p> |
| <p>第五十条の四第二項第四号</p> | <p>第三十二条第一項</p> | <p>研究開発等業務の実績</p> |
| <p>業務の実績</p> | <p>第三十二条第一項</p> | <p>研究開発等業務の実績</p> |

| | | |
|--------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第五十条の四第二項第五号 | 第三十五条第一項 | 福島復興再生特別措置法第百六条第一項 |
| 第五十条の四第四項 | 総務大臣 | 主務大臣 |
| 第五十条の十第三項 | 並びに職員 雇用形態 | 、職員 雇用形態並びに専ら福島復興再生特別措置法第九十条第一項に規定する新産業創出等研究開発に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性 |

○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）

（権限の委任）

第四十七条 法第十条第三項（法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項（法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三条第三項（法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

| | |
|-----------|----------|
| 主務大臣の権限 | 地方支分部局の長 |
| 農林水産大臣の権限 | 地方農政局長 |
| 国土交通大臣の権限 | 地方整備局長 |

3 法第十四条第三項（法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

| | |
|---------------------------------------------------------|----------|
| 主務大臣の権限 | 地方支分部局の長 |
| 地すべり等防止法第五十一条第一項第二号の規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限 | 森林管理局长 |
| 地すべり等防止法第五十一条第一項第三号イの規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限 | 地方農政局長 |
| 国土交通大臣の権限 | 地方整備局長 |

4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない

い。

一 法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下この号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項並びに法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に規定する権限

二 法第六十九条第二項第三号及び第四号に規定する権限

5 法第四十一条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

6 法第六十八条第二項第一号及び第三号並びに第六十九条第二項第一号及び第三号から第七号までに規定する内閣総理大臣の権限は、復興局長に委任する。

7 法第六十九条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。

8 第四条第一項及び第四項（これらの規定を第二十一条において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第四項及び第五項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第四項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）並びに第十六条第一項及び第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

9 第九条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

10 第十一条第一項及び第四項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、第三項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項にお

いて「簿価超過額」という。)がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(役員 の 退職管理)

第五十四条 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の二十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第九十九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)、並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務(第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用 of 確保に関するものを含む。)、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)」とあるのは「役員 の 退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項第二号」と、

同法第六條の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六條の三第二項第一号中「前條第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前條第四項」と、同法第六條の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前二項」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前三項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前各項」と、同法第六條の二十二中「第六條の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する第六條の十六」と、同法第六條の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六條の二十四中「前條第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する前條第一項」と、同法第九條第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第十二條第一号中「第六條の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する第六條の二第一項」と、同法第十三條第一号中「第六條の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する第六條の四第一項から第四項まで」と、同法第二号中「第六條の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條第一項において準用する第六條の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2（6）（略）

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）

（不要財産の国庫納付）

第四條 独立行政法人は、通則法第四十六條の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産（同項に規定する政府出資等に係る不要財産をいう。第六條第一項において同じ。）の国庫納付（以下この項及び次條第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六條の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
- 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 五 現物による国庫納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(中期計画等に定めた不要財産の国庫納付)

第五条 独立行政法人は、中期目標管理法人(通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。)の中期計画(通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。)において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。)の中期計画(通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。)において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人(通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の事業計画(通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。)において通則法第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第六条 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと(以下「譲渡収入による国庫納付」という。)について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由
- 四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額
- 五 譲渡によって得られる収入の見込額
- 六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 八 譲渡の方法
- 九 譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期
- 十一 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項

を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

- 一 当該不要財産の内容
- 二 譲渡によって得られた収入の額（第八条第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）
- 三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
- 四 譲渡をした時期
- 3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
- 4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。
- 5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

（中期計画等に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第七条 独立行政法人は、中期目標管理法人の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行うときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があつた場合について準用する。

（簿価超過額の国庫への納付）

第八条 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があつた場合には、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第六条第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第六条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
 - 二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
 - 三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由
- 3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

第九条 通則法第四十六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に關し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によるものが適當でないことを認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第十条 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

○国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) (抄)

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人(行政執行法人を除く。)でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に關する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続き在職期間とみなす。

2 4 (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに

相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2・3 (略)

○国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)(抄)

(法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団(同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)以下この号において「旧都市基盤整備公団法」という。)附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。)

二 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団

三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構(以下「旧緑資源機構」という。)(森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団、農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧八郎潟新農村建設事業団、農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。)

四 旧日本鉄道建設公団(旧日本国有鉄道清算事業団を含む。)及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団(国内旅客船公団法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十三号)附則第二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百四十九号)附則第二項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項

の規定により解散した旧鉄道整備基金、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三十三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む。）

五 首都高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団を含む。）

六 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧原子燃料公社、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団及び原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並びに旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。）

七 平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号。以下「旧独立行政法人労働者健康福祉機構法」という。）第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構（旧独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び旧労働安全衛生総合研究所

八 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会（日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧アジア経済研究所を含む。）

九 平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。以下「旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」という。）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律（平成三年法律第六十四号）による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律（昭和六十六年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十一号）附則第二条の規定により石炭鉱害事業団となつた旧鉱害基金及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団並びに旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行、同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附

則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫（以下「旧国民生活金融公庫」という。）、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫（以下「旧中小企業金融公庫」という。）及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行（以下「旧国際協力銀行」という。）を含む。）

十一 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行を含む。）

十二 平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号。以下「旧独立行政法人理化学研究所法」という。）第二条の独立行政法人理化学研究所（旧独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

十三 旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

十四 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団（同法附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び旧農畜産業振興事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団を含む。）及び独立行政法人農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金

十五 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合を含む。）

十六 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会（日本観光協会法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第十五号）附則第二条第一項の規定により国際観光振興会となつた旧日本観光協会を含む。）

十七 旧日本てん菜振興会の解散に関する法律（昭和四十八年法律第三十三号）第一項の規定により解散した旧日本てん菜振興会

十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下この号において「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「旧独立行政法人雇用・能力開発機構」という。）（廃止法に

よる廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構、同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。以下この号において「旧雇用・能力開発機構法」という。）附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）附則第十条第一項の規定により解散した旧炭鉱離職者援護会及び旧雇用・能力開発機構法附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十九 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金（同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

二十 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十八号。第八十九号において「旧日本郵政公社法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

二十一 阪神高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法附則第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団を含む。）

二十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団（水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団を含む。）

二十三 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団（同法附則第五条の規定による廃止前の国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）

二十四 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号。以下この号において「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（廃止法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）附則第八条第一項の規定により解散した旧日本中小企業指導センター、中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）附則第四条第一項の規定により中小企業共済事業団となつた旧小規模企業共済事業団、旧中小企業事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び旧中小企業事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二十一条の繊維工業構造改善事業協会並びに旧中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、旧中小企業総合事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団を含む。）及び廃止法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑

化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）による廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団（産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十四号）附則第二条第一項の規定により工業再配置・産炭地域振興公団となつた旧産炭地域振興事業団及び工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十九号）附則第二条の規定により地域振興整備公団となつた旧工業再配置・産炭地域振興公団を含む。）

二十五 平成二十六年独法整備法第四百八条の規定による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号。以下「旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」という。）第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所及び独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構を含む。）並びに平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター（以下「旧種苗管理センター」という。）（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（平成二十六年独法整備法第四百九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号。以下「旧独立行政法人農業生物資源研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業生物資源研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）及び旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（平成二十六年独法整備法第五百十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号。以下「旧独立行政法人農業環境技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）

二十六 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団（金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十五号）附則第二条の規定により金属鉱業事業団となつた旧金属鉱物探鉱促進事業団を含む。）

二十七 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金（同法附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）

二十八 日本消防検定協会

二十九 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十 社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十一 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第七十七条第三十六号の規定による廃止前のオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律（昭和五十五年法律第五十四号）第一項の規定により解散した旧オリンピック記念青少年総合センター

三十二 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百一十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）及び独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む。）

三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場を含む。）

三十四 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

三十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター（同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会及び旧日本学校安全会を含む。）

三十六 独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。）

三十七 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会

三十八 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団（同法附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む。）

三十九 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団（石油開発公団法及び石油炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十三号）附則第二条の規定により石油公団となつた旧石油開発公団を含む。）

四十 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団

四十一 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第一条の規定により解散した旧阪神外貿埠頭公団

四十二 旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構（旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

四十三 国家公務員共済組合連合会（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十三条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会となつた旧国家公務員等共済組合連合会を含む。）

四十四 本州四国連絡高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団（

以下この号において「旧本州四国連絡橋公団」という。）の成立の際現に同項の規定により解散した旧日本道路公団の職員として在職する者が同法第三十七条の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十二条に規定する場合に該当することとなった場合の同公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

四十五 日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。）

四十六 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会

四十七 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金

四十八 独立行政法人国民生活センター法附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センター

四十九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会

五十 旧国立研究開発法人水産総合研究センター法第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター及び平成二十六年独法整備法第五百三十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧独立行政法人水産総合研究センター法」という。）第二条の独立行政法人水産総合研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）を含む。）及び旧水産大学校（同日までの間におけるものを除く。）

五十一 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号。以下この号において「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構」という。）

（廃止法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）

五十二 旧独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構（旧独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

五十三 軽自動車検査協会

五十四 日本下水道事業団（下水道事業センター法の一部を改正する法律附則第二条の規定により日本下水道事業団となった旧下水道事業センターを含む。）

五十五 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金

五十六 独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会

五十七 中央省庁等改革関係法施行法第三百二十五条第一項の規定により解散した旧建設省共済組合

五十八 日本航空株式会社法を廃止する等の法律（昭和六十二年法律第九十二号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第五百五十四号）により設立された日本航空株式会社（廃止法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

五十九 消防団員等公務災害補償等共済基金

- 六十 中小企業投資育成株式会社（消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第九条の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 六十一 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律（昭和六十年法律第二十六号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第七十五号）により設立された日本自動車ターミナル株式会社（廃止法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 六十二 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第一項の規定により解散した旧こどもの国協会
- 六十三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）となつた旧厚生年金基金連合会及び旧企業年金連合会を含む。）
- 六十四 石炭鉱業年金基金
- 六十五 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）
- 六十六 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター
- 六十七 小型船舶検査機構
- 六十八 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）
- 六十九 高圧ガス保安協会
- 七十 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第三百三十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧北方領土問題対策協会
- 七十一 自動車安全運転センター
- 七十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人海上災害防止センター（以下「旧独立行政法人海上災害防止センター」という。）（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを含む。）
- 七十三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理

センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター（以下「旧独立行政法人通関情報処理センター」という。）を含む。）

七十四 旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構（独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除き、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構及び独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む。）

七十五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）

七十六 放送大学学園（放送大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園及び旧メディア教育開発センターを含む。）

七十七 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号。以下この号において「改正法」という。）第三条の規定による廃止前の電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）により設立された電源開発株式会社（改正法第三条の規定の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

七十八 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社（同条の規定の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

七十九 日本商工会議所

八十 地方職員共済組合

八十一 警察共済組合

八十二 中央労働災害防止協会

八十三 地方公務員災害補償基金

八十四 貿易研修センター法を廃止する等の法律（昭和六十年法律第六十六号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の貿易研修センター法（昭和四十二年法律第三百三十四号）により設立された貿易研修センター（廃止法第二条に規定する時までの間におけるものに限る。）

八十五 預金保険機構

八十六 旧総合研究開発機構

八十七 危険物保安技術協会

- 八十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号。以下「旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」という。）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「旧高齢・障害者雇用支援機構」という。）（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会及び旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。）
- 八十九 旧日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）
- 九十 中央職業能力開発協会
- 九十一 地方公務員共済組合連合会
- 九十二 全国市町村職員共済組合連合会
- 九十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 九十四 日本たばこ産業株式会社
- 九十五 日本電信電話株式会社
- 九十六 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター
- 九十七 北海道旅客鉄道株式会社
- 九十八 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号から第百号までにおいて「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。次号及び第百号において「改正前旅客会社法」という。）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 九十九 改正前旅客会社法により設立された東海旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 百 改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 百一 四国旅客鉄道株式会社
- 百二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号。以下この号において「改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 百三 日本貨物鉄道株式会社
- 百四 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定により解散した旧新幹線鉄道保有機構

- 百五 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」という。）（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）
- 百六 社会保険診療報酬支払基金
- 百七 国民年金基金連合会
- 百八 公立学校共済組合
- 百九 日本中央競馬会
- 百十 東日本電信電話株式会社
- 百十一 西日本電信電話株式会社
- 百十二 原子力発電環境整備機構
- 百十三 行政執行法人以外の独立行政法人
- 百十四 株式会社産業再生機構
- 百十五 国立大学法人
- 百十六 大学共同利用機関法人
- 百十七 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 百十八 東日本高速道路株式会社
- 百十九 中日本高速道路株式会社
- 百二十 西日本高速道路株式会社
- 百二十一 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号。以下「平成十七年国立大学法人法改正法」という。）附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科薬科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学
- 百二十二 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学
- 百二十三 日本郵政株式会社
- 百二十四 日本司法支援センター
- 百二十五 旧青年の家及び旧少年自然の家
- 百二十六 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫
- 百二十七 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
- 百二十八 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）第二

- 条の独立行政法人国立博物館（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧文化財研究所（同日までの間におけるものを除く。）
- 百二十九 旧国立研究開発法人森林総合研究所法第二条の国立研究開発法人森林総合研究所（旧林木育種センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）
- 百三十 削除
- 百三十一 日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）
- 百三十二 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧大阪外国語大学」という。）
- 百三十三 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）以下「旧地方公営企業等金融機構法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）
- 百三十四 地方競馬全国協会
- 百三十五 株式会社商工組合中央金庫
- 百三十六 全国健康保険協会
- 百三十七 農水産業協同組合貯金保険機構
- 百三十八 株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）以下「旧産業競争力強化法」という。）第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）
- 百三十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
- 百四十 旧国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
- 百四十一 日本年金機構
- 百四十二 削除
- 百四十三 全国土地改良事業団体連合会
- 百四十四 全国中小企業団体中央会
- 百四十五 全国商工会連合会
- 百四十六 漁業共済組合連合会
- 百四十七 日本銀行
- 百四十八 日本弁理士会
- 百四十九 東京地下鉄株式会社

百五十 日本アルコール産業株式会社
 百五十一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
 百五十二 沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術大学院大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「旧沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）を含む。）
 百五十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
 百五十四 株式会社国際協力銀行
 百五十五 新関西国際空港株式会社
 百五十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
 百五十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構
 百五十八 株式会社海外需要開拓支援機構
 百五十九 旧独立行政法人原子力安全基盤機構
 百六十 地方公共団体情報システム機構
 百六十一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
 百六十二 広域的運営推進機関
 百六十三 旧独立行政法人医薬基盤研究所法第二条の独立行政法人医薬基盤研究所及び旧国立健康・栄養研究所（平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
 百六十四 平成二十六年独法整備法第七十九条の規定による改正前の独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号。以下「旧独立行政法人物質・材料研究機構法」という。）第三条の独立行政法人物質・材料研究機構（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
 百六十五 平成二十六年独法整備法第八十条の規定による改正前の独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号。以下「旧独立行政法人防災科学技術研究所法」という。）第三条の独立行政法人防災科学技術研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
 百六十六 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所（平成二十六年独法整備法第八十一条の規定による改正前の独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧独立行政法人放射線医学総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）を含む。）
 百六十七 旧高度専門医療独立行政法人法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター
 百六十八及び百六十九 削除
 百七十 平成二十六年独法整備法第五十一条の規定による改正前の独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号。以下「旧独立行政法人国際農林水産業研究センター法」という。）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター（平成十八年

独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十一 旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条の独立行政法人産業技術総合研究所（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十二 平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号。以下「旧独立行政法人土木研究所法」という。）第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十三 平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号。以下「旧独立行政法人建築研究所法」という。）第二条の独立行政法人建築研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十四 旧国立研究開発法人海上技術安全研究所法第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号。以下「旧独立行政法人海上技術安全研究所法」という。）第二条の独立行政法人海上技術安全研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）を含む。）、旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所（旧独立行政法人港湾空港技術研究所法第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）及び旧国立研究開発法人電子航法研究所（旧独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）

百七十五及び百七十六 削除

百七十七 旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の独立行政法人国立環境研究所（独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百七十八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

百七十九 旧独立行政法人大学評価・学位授与機構法第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構及び旧国立大学財務・経営センター

百八十 旧自動車検査独立行政法人法第二条の自動車検査独立行政法人（自動車検査独立行政法人法等改正法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧交通安全環境研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百八十一 旧航海訓練所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百八十二 使用済燃料再処理機構

百八十三 外国人技能実習機構

百八十四 株式会社日本貿易保険（旧独立行政法人日本貿易保険を含む。）

百八十五 教育公務員特例法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号。以下「旧独立行政法人教員研修センター法」という。）第二条の独立行政法人教員研修センター

百八十六 農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）

百八十七 地方税共同機構

百八十八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）による改正前の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百号。以下「旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」という。）
第二条の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

百八十九 学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人岐阜大学（以下「旧岐阜大学」という。）及び同法附則第六条の規定により国立大学法人東海国立大学機構となつた旧国立大学法人名古屋大学（以下「旧名古屋大学」という。）

百九十 国立大学法人法の一部を改正する法律（令和三年法律第四十一号。以下「令和三年国立大学法人法改正法」という。）附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人小樽商科大学（以下「旧小樽商科大学」という。）及び旧国立大学法人北見工業大学（以下「旧北見工業大学」という。）並びに令和三年国立大学法人法改正法附則第八条第一項の規定により国立大学法人北海道国立大学機構となつた旧国立大学法人帯広畜産大学（以下「旧帯広畜産大学」という。）

百九十一 令和三年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人奈良教育大学（以下「旧奈良教育大学」という。）及び令和三年国立大学法人法改正法附則第八条第二項の規定により国立大学法人奈良国立大学機構となつた旧国立大学法人奈良女子大学（以下「旧奈良女子大学」という。）

（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫
- 二 旧農林漁業金融公庫
- 三 旧中小企業金融公庫
- 四 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団
- 五 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所を含む。）
- 六 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会
- 七 旧独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所（旧独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）
- 八 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団
- 九 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団
- 十 地方競馬全国協会
- 十一 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
- 十二 地方職員共済組合

- 十三 公立学校共済組合
- 十四 警察共済組合
- 十五 地方公務員災害補償基金
- 十六 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団
- 十七 預金保険機構
- 十八 沖繩振興開発金融公庫
- 十九 旧総合研究開発機構
- 二十 農水産業協同組合貯金保険機構
- 二十一 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団
- 二十二 日本下水道事業団
- 二十三 全国市町村職員共済組合連合会
- 二十四 地方公務員共済組合連合会
- 二十五 国家公務員共済組合連合会
- 二十六 旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）
- 二十七 旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となつた旧独立行政法人通信総合研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む。）
- 二十八 日本私立学校振興・共済事業団
- 二十九 旧国際協力銀行
- 三十 旧国民生活金融公庫
- 三十一 年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金
- 三十二 銀行等保有株式取得機構
- 三十三 削除
- 三十四 国立大学法人
- 三十五 大学共同利用機関法人
- 三十六 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山医科薬科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学
- 三十七 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学

- 三十八 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法第三条の規定による改正前の独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法（平成十一年法律第六十七号）第二条の独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
- 三十九 旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人農業工学研究所及び旧独立行政法人食品総合研究所を含む。）並びに旧種苗管理センター、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（旧独立行政法人農業生物資源研究所法第二条の独立行政法人農業生物資源研究所を含む。）及び旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（旧独立行政法人農業環境技術研究所法第二条の独立行政法人農業環境技術研究所を含む。）
- 四十 旧国立研究開発法人水産総合研究センター法第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び旧独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センターを含む。）及び旧水産大学校
- 四十一 旧独立行政法人土木研究所法第二条の独立行政法人土木研究所（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所を含む。）
- 四十二 放送大学学園（旧メディア教育開発センターを含む。）
- 四十三 農林水産消費技術センター法等改正法第一条の規定による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第二条の独立行政法人農林水産消費技術センター及び農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人肥料検査所
- 四十四 旧国立研究開発法人森林総合研究所法第二条の国立研究開発法人森林総合研究所
- 四十五 旧大阪外国語大学
- 四十六 地方公共団体金融機構（旧地方公営企業等金融機構法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）
- 四十七 旧緑資源機構
- 四十八 旧独立行政法人通関情報処理センター
- 四十九 全国健康保険協会
- 五十 旧国立国語研究所
- 五十一 日本年金機構
- 五十二 削除
- 五十三 日本商工会議所
- 五十四 全国土地改良事業団体連合会
- 五十五 全国中小企業団体中央会
- 五十六 全国商工会連合会

- 五十七 高圧ガス保安協会
- 五十八 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 五十九 漁業共済組合連合会
- 六十 軽自動車検査協会
- 六十一 小型船舶検査機構
- 六十二 自動車安全運転センター
- 六十三 危険物保安技術協会
- 六十四 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 六十五 日本電信電話株式会社
- 六十六 北海道旅客鉄道株式会社
- 六十七 四国旅客鉄道株式会社
- 六十八 削除
- 六十九 日本貨物鉄道株式会社
- 七十 東日本電信電話株式会社
- 七十一 西日本電信電話株式会社
- 七十二 原子力発電環境整備機構
- 七十三 東京地下鉄株式会社
- 七十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 七十五 成田国際空港株式会社
- 七十六 東日本高速道路株式会社
- 七十七 首都高速道路株式会社
- 七十八 中日本高速道路株式会社
- 七十九 西日本高速道路株式会社
- 八十 阪神高速道路株式会社
- 八十一 本州四国連絡高速道路株式会社
- 八十二 日本アルコール産業株式会社
- 八十三 日本郵政株式会社
- 八十四 削除

- 八十五 日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）
- 八十六 株式会社日本政策金融公庫
- 八十七 株式会社商工組合中央金庫
- 八十八 株式会社日本政策投資銀行
- 八十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十一 旧独立行政法人雇用・能力開発機構
- 九十二 旧高齢・障害者雇用支援機構
- 九十三 沖縄科学技術大学院大学学園（旧沖縄科学技術研究基盤整備機構を含む。）
- 九十四 株式会社国際協力銀行
- 九十五 新関西国際空港株式会社
- 九十六 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金
- 九十七 旧独立行政法人海上災害防止センター
- 九十八 株式会社産業革新投資機構（旧産業競争力強化法第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）
- 九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百 株式会社地域経済活性化支援機構
- 百一 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 百二 株式会社海外需要開拓支援機構
- 百三 旧独立行政法人原子力安全基盤機構
- 百四 旧独立行政法人原子力安全基盤機構
- 百五 旧独立行政法人原子力安全基盤機構
- 百六 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 百七 広域的運営推進機関
- 百八 旧国立健康・栄養研究所
- 百九 旧独立行政法人物質・材料研究機構法第三条の独立行政法人物質・材料研究機構
- 百十 旧独立行政法人防災科学技術研究所法第三条の独立行政法人防災科学技術研究所
- 百十一 旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所（旧独立行政法人放射線医学総合研究所法第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所を含む。）
- 百十二 旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構
- 百十三 旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構

- 百十四 旧独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構
- 百十五及び百十六 削除
- 百十七 旧独立行政法人国際農林水産業研究センター法第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 百十八 旧独立行政法人産業技術総合研究所法第二条の独立行政法人産業技術総合研究所
- 百十九 旧独立行政法人建築研究所法第二条の独立行政法人建築研究所
- 百二十 旧国立研究開発法人海上技術安全研究所法第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所（旧独立行政法人海上技術安全研究所法第二条の独立行政法人海上技術安全研究所を含む。）、旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所（旧独立行政法人港湾空港技術研究所法第二条の独立行政法人海上技術安全研究所を含む。）及び旧国立研究開発法人電子航法研究所（旧独立行政法人電子航法研究所法第二条の独立行政法人電子航法研究所を含む。）
- 百二十一及び百二十二 削除
- 百二十三 旧独立行政法人国立環境研究所法第二条の独立行政法人国立環境研究所
- 百二十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 百二十五 旧独立行政法人大学評価・学位授与機構法第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構及び旧国立大学財務・経営センター
- 百二十六 旧自動車検査独立行政法人法第二条の自動車検査独立行政法人
- 百二十七 旧航海訓練所
- 百二十八 旧独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び旧労働安全衛生総合研究所
- 百二十九 使用済燃料再処理機構
- 百三十 外国人技能実習機構
- 百三十一 株式会社日本貿易保険（旧独立行政法人日本貿易保険を含む。）
- 百三十二 旧独立行政法人教員研修センター法第二条の独立行政法人教員研修センター
- 百三十三 地方税共同機構
- 百三十四 旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第二条の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- 百三十五 旧岐阜大学及び旧名古屋大学
- 百三十六 旧小樽商科大学、旧北見工業大学及び旧帯広畜産大学
- 百三十七 旧奈良教育大学及び旧奈良女子大学

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（懲戒処分）

第四十六条（略）

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

○自衛隊施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）
第六十条の二 法第四十六条第二項に規定する政令で定める法人は、行政執行法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び別表第十に掲げる法人とする。

別表第十（第六十条の二関係）

- 一 日本商工会議所
- 二 地方職員共済組合
- 三 社会保険診療報酬支払基金
- 四 日本中央競馬会
- 五 東日本高速道路株式会社
- 六 中日本高速道路株式会社
- 七 西日本高速道路株式会社
- 八 削除
- 九 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 十 国家公務員共済組合連合会

- 十一 首都高速道路株式会社
- 十二 削除
- 十三 阪神高速道路株式会社
- 十四 警察共済組合
- 十五 公立学校共済組合
- 十六 日本消防検定協会
- 十七 高圧ガス保安協会
- 十八 中央労働災害防止協会
- 十九 成田国際空港株式会社
- 二十 企業年金連合会
- 二十一 石炭鉱業年金基金
- 二十二 地方公務員災害補償基金
- 二十三 本州四国連絡高速道路株式会社
- 二十四 預金保険機構
- 二十五 軽自動車検査協会
- 二十六 小型船舶検査機構
- 二十七及び二十八 削除
- 二十九 日本下水道事業団
- 三十 自動車安全運転センター
- 三十一 危険物保安技術協会
- 三十二 中央職業能力開発協会
- 三十三 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園
- 三十四 全国市町村職員共済組合連合会
- 三十五 地方公務員共済組合連合会
- 三十六 削除
- 三十七 日本たばこ産業株式会社
- 三十八 日本電信電話株式会社
- 三十九 削除
- 四十 北海道旅客鉄道株式会社
- 四十一 四国旅客鉄道株式会社
- 四十二 削除

- 四十三 日本貨物鉄道株式会社
- 四十四 国民年金基金連合会
- 四十五及び四十六 削除
- 四十七 日本私立学校振興・共済事業団
- 四十八 中部国際空港株式会社
- 四十九及び五十 削除
- 五十一 東日本電信電話株式会社
- 五十二 西日本電信電話株式会社
- 五十三 株式会社日本政策金融公庫
- 五十四 株式会社日本政策投資銀行
- 五十五 原子力発電環境整備機構
- 五十六 削除
- 五十七 株式会社商工組合中央金庫
- 五十八 削除
- 五十九 地方競馬全国協会
- 六十 削除
- 六十一 農水産業協同組合貯金保険機構
- 六十二 銀行等保有株式取得機構
- 六十三 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 六十四 日本郵政株式会社
- 六十五 削除
- 六十六 日本郵便株式会社
- 六十七 日本司法支援センター
- 六十八 地方公共団体金融機構
- 六十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 七十 株式会社産業革新投資機構
- 七十一 株式会社地域経済活性化支援機構
- 七十二 日本年金機構
- 七十三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 七十四 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園
- 七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

- 七十六 株式会社国際協力銀行
- 七十七 新関西国際空港株式会社
- 七十八 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 七十九 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 八十 株式会社海外需要開拓支援機構
- 八十一 地方公共団体情報システム機構
- 八十二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 八十三 広域的運営推進機関
- 八十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 八十五 使用済燃料再処理機構
- 八十六 外国人技能実習機構
- 八十七 株式会社日本貿易保険

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組員についての特例）

第二百二十四条の二 組員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第三十九条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号に掲げる費用並びに同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。))に係るものに限る。並びに厚生年金保険法」とあるのは「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」とする。

255 (略)

○国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)(抄)

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲)

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等(以下「公庫等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 小型船舶検査機構

二 日本消防検定協会

三 株式会社日本政策金融公庫(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十六号)附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行を含む。)

四 削除

五 株式会社日本政策投資銀行(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行を含む。)

六 軽自動車検査協会

七 高圧ガス保安協会

八 独立行政法人農林漁業信用基金(独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規

定により解散した旧中央漁業信用基金、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金並びに独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金を含む。）

九 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化学研究所を含む。）

十 独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫並びに独立行政法人福祉医療機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団を含む。）

十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会（平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）となつた旧厚生年金基金連合会及び旧企業年金連合会を含む。）

十二 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び旧住宅・都市整備公団法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団、旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）

十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下この号において「旧日本体育・学校健康センター法」という。）附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会、旧日本体育・学校健康センター法附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）

十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第

百七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）。

十五 東日本高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団を含む。）。

十六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号。以下「旧緑資源機構法」という。）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。）。

十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団、平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五百五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）。

十八 国立研究開発法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百五十八号）附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）。

十九 独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団及び同法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構を含む。）。

二十 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所及び同法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む。）。

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十

六号) 第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号) 附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十三号) による改正前の特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号) 第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号) 附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号) 附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十七号) による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号) 第二十一条の繊維工業構造改善事業協会、中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団を含む。)

二十二 独立行政法人日本貿易振興機構(独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。)

二十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構(日本労働協会法の一部を改正する法律(平成元年法律第三十九号) 附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号) 附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構を含む。)

二十四 独立行政法人国際観光振興機構(独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。)

二十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律(平成元年法律第五十七号) による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十三年法律第三十三号) 第一条の特定船舶製造業安定事業協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号) 附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号) 附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。)

二十六 首都高速道路株式会社(日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団を含む。)

二十七 独立行政法人勤労者退職金共済機構(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第三十八号) 附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十八号) 附則第五条

第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構を含む。）

二十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）

二十九 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団及び年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

三十 独立行政法人農畜産業振興機構（独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団、旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び旧農畜産業振興事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団並びに独立行政法人農畜産業振興機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金を含む。）

三十一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

三十二 阪神高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団を含む。）

三十三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第七十五号において「旧公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

三十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

三十五 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十六 社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十七 独立行政法人環境再生保全機構（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四

年法律第三十九号) 附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。)

三十八 成田国際空港株式会社(成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号) 附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。)

三十九 独立行政法人日本芸術文化振興会(国立劇場法の一部を改正する法律(平成二年法律第六号) 附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場及び独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)

四十 独立行政法人空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十七号) 附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十四号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)

四十一 独立行政法人日本学術振興会(独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)

四十二 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号) 第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号) 第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

四十三 削除

四十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号) 附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団及び同法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む。)

四十五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会を含む。)

四十六 日本私立学校振興・共済事業団(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。)

四十七 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号) 附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。)

四十八 本州四国連絡高速道路株式会社(日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団を含む。)

四十九 独立行政法人情報処理推進機構(情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第四百四十四号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。)

- 五十 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）
- 五十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人海上災害防止センター（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを含む。）
- 五十二 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター
- 五十三 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター及び同法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む。）
- 五十四 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）
- 五十五 日本下水道事業団
- 五十六 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）
- 五十七 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）
- 五十八 独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）
- 五十九 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）
- 六十 自動車安全運転センター
- 六十一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センターを含む。）
- 六十二 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十

- 四年法律第四十六号) 第一条の通信・放送衛星機構を含む。)
- 六十三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第三十二号)による改正前の医薬品副作用被害救済基金法(昭和五十四年法律第五十五号)第一条の医薬品副作用被害救済基金、薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十七号)による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。)
- 六十四 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)
- 六十五 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)
- 六十六 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。)
- 六十七 危険物保安技術協会
- 六十八 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 六十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用促進機構(身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号)による改正前の身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十条の身体障害者雇用促進協会、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会及び同法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。)
- 七十 中央労働災害防止協会
- 七十一 地方公務員災害補償基金
- 七十二 中央職業能力開発協会
- 七十三 総合研究開発機構法を廃止する法律(平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。)
- 七十四 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター
- 七十五 旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)により設立された郵便貯金振興会(旧公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。)
- 七十六 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(平成十八年法律第百十九号)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金(平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三

- 十三号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。)
- 七十七 社会保険診療報酬支払基金
- 七十八 国民年金基金連合会
- 七十九 日本中央競馬会
- 八十 預金保険機構
- 八十一 日本たばこ産業株式会社
- 八十二 日本電信電話株式会社
- 八十三 北海道旅客鉄道株式会社
- 八十四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(平成十三年法律第六十一号。以下この号において「平成十三年旅客会社法改正法」という。)による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社(平成十三年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらのものに限る。)
- 八十五 四国旅客鉄道株式会社
- 八十六 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号。以下「平成二十七年旅客会社法改正法」という。)による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社(平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)
- 八十七 日本貨物鉄道株式会社
- 八十八 東日本電信電話株式会社
- 八十九 西日本電信電話株式会社
- 九十 原子力発電環境整備機構
- 九十一 株式会社産業再生機構
- 九十二 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 九十三 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構
- 九十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百二十号)による改正前の日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。)
- 九十五 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 九十六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。)
- 九十七 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 九十八 中日本高速道路株式会社

- 九十九 西日本高速道路株式会社
- 百 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 百一 独立行政法人地域医療機能推進機構（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を含む。）
- 百二 日本司法支援センター
- 百三 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 百四 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）以下「旧地方公営企業等金融機構法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）
- 百五 地方競馬全国協会
- 百六 株式会社商工組合中央金庫
- 百七 全国健康保険協会
- 百八 農水産業協同組合貯金保険機構
- 百九 株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）
- 百十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
- 百十一 日本年金機構
- 百十二 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧漁船保険中央会
- 百十三 日本商工会議所
- 百十四 全国土地改良事業団体連合会
- 百十五 全国中小企業団体中央会
- 百十六 全国商工会連合会
- 百十七 漁業共済組合連合会
- 百十八 日本銀行
- 百十九 日本弁理士会
- 百二十 東京地下鉄株式会社
- 百二十一 日本アルコール産業株式会社

百二十二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

百二十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

百二十四 株式会社国際協力銀行

百二十五 新関西国際空港株式会社

百二十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百二十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百二十八 株式会社海外需要開拓支援機構

百二十九 地方公共団体情報システム機構

百三十 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

百三十一 広域的運営推進機関

百三十二 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

百三十三 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

百三十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

百三十五 使用済燃料再処理機構

百三十六 外国人技能実習機構

百三十七 株式会社日本貿易保険

百三十八 農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）

百三十九 地方税共同機構

2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 削除

二 地方競馬全国協会

三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会

四 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会

五 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団

六 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）

七 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団

八 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団

- 九 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団を含む。）
- 十 地方公務員災害補償基金
- 十一 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団
- 十二 預金保険機構
- 十三 日本下水道事業団
- 十四 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）
- 十五 農水産業協同組合貯金保険機構
- 十六 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
- 十七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。）
- 十八 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）
- 十九 日本私立学校振興・共済事業団
- 二十 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行
- 二十一 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行
- 二十二 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）
- 二十三 銀行等保有株式取得機構
- 二十四 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構
- 二十五 独立行政法人水資源機構
- 二十六 独立行政法人農畜産業振興機構
- 二十七 独立行政法人農業者年金基金
- 二十八 独立行政法人農林漁業信用基金
- 二十九 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 三十 独立行政法人日本学術振興会

- 三十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む。）
- 三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 三十四 独立行政法人福祉医療機構
- 三十五 独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園
- 三十六 独立行政法人日本貿易振興機構
- 三十七 独立行政法人国際交流基金
- 三十八 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 三十九 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構
- 四十 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）
- 四十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む。）
- 四十二 独立行政法人自動車事故対策機構
- 四十三 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 四十四 独立行政法人空港周辺整備機構
- 四十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人海上災害防止センター
- 四十六 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター
- 四十七 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金
- 四十八 独立行政法人国際協力機構
- 四十九 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園
- 五十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
- 五十一 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構
- 五十二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 五十三 独立行政法人国際観光振興機構
- 五十四 独立行政法人環境再生保全機構

- 五十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構
- 五十六 独立行政法人労働者健康安全機構（平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康安全機構法第二条の独立行政法人労働者健康安全機構を含む。）
- 五十七 独立行政法人情報処理推進機構
- 五十八 独立行政法人日本学生支援機構
- 五十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 六十 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む。）
- 六十一 独立行政法人都市再生機構
- 六十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 六十三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）
- 六十四 沖縄科学技術大学院大学学術法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 六十五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 六十六 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 六十七 地方公共団体金融機構（旧地方公営企業等金融機構法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）
- 六十八 全国健康保険協会
- 六十九 日本年金機構
- 七十 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律附則第四条第一項の規定により解散した旧漁船保険中央会
- 七十一 日本商工会議所
- 七十二 全国土地改良事業団体連合会
- 七十三 全国中小企業団体中央会
- 七十四 全国商工会連合会
- 七十五 高圧ガス保安協会
- 七十六 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 七十七 漁業共済組合連合会
- 七十八 軽自動車検査協会
- 七十九 小型船舶検査機構

- 八十 自動車安全運転センター
- 八十一 危険物保安技術協会
- 八十二 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 八十三 日本電信電話株式会社
- 八十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 八十五 四国旅客鉄道株式会社
- 八十六 平成二十七年旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 八十七 日本貨物鉄道株式会社
- 八十八 東日本電信電話株式会社
- 八十九 西日本電信電話株式会社
- 九十 原子力発電環境整備機構
- 九十一 東京地下鉄株式会社
- 九十二 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 九十三 成田国際空港株式会社
- 九十四 東日本高速道路株式会社
- 九十五 首都高速道路株式会社
- 九十六 中日本高速道路株式会社
- 九十七 西日本高速道路株式会社
- 九十八 阪神高速道路株式会社
- 九十九 本州四国連絡高速道路株式会社
- 百 日本アルコール産業株式会社
- 百一 株式会社日本政策金融公庫
- 百二 株式会社商工組合中央金庫
- 百三 株式会社日本政策投資銀行
- 百四 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 百五 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

- 百六 株式会社国際協力銀行
- 百七 新関西国際空港株式会社
- 百八 株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の産業競争力強化法第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）
- 百九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百十 株式会社地域経済活性化支援機構
- 百十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 百十二 株式会社海外需要開拓支援機構
- 百十三 地方公共団体情報システム機構
- 百十四 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 百十五 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 百十六 広域的運営推進機関
- 百十七 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 百十八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 百十九 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 百二十 使用済燃料再処理機構
- 百二十一 外国人技能実習機構
- 百二十二 株式会社日本貿易保険
- 百二十三 地方税共同機構

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

第九十九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第七條第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2・3 (略)

第九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）

（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）
第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）
三 申請日において、次のいずれかに該当する者（次号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。）

イ・ハ （略）
二 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ホにおいて同じ。）であつて、別表に掲げるもの

ホ 別表に掲げる独立行政法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

ヘ・ト （略）
四・六 （略）

別表（第十条関係）

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人造幣局
- 五 独立行政法人国立印刷局
- 六 独立行政法人国立科学博物館
- 七 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 八 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 九 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 十 独立行政法人国立美術館
- 十一 独立行政法人国立文化財機構
- 十二 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 十三 国立研究開発法人理化学研究所

- 十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 十六 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 十八 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 十九 独立行政法人労働者健康安全機構
- 二十 独立行政法人国立病院機構
- 二十一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二十二 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 二十三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 二十四 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 二十六 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 二十七 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 二十八 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- 二十九 独立行政法人家畜改良センター
- 三十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 三十一 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 三十二 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 三十三 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 三十四 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 三十五 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 三十六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 三十七 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 三十八 国立研究開発法人土木研究所
- 三十九 国立研究開発法人建築研究所
- 四十 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 四十一 独立行政法人海技教育機構
- 四十二 独立行政法人自動車技術総合機構
- 四十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四十四 国立研究開発法人国立環境研究所

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3～5 （略）

6 第二項の規定にかかわらず、特殊法人（法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）に係る第一項の障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

7～9 （略）

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）

（法第四十三条第六項の政令で定める法人等）

第十条の二 法第四十三条第六項の政令で定める法人は、別表第二のとおりとする。
2 （略）

別表第二（第十条の二関係）

一～六 （略）

七 沖縄科学技術大学院大学学園及び日本年金機構

○高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

附則

（国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置）

第三条 国及び地方公共団体並びに法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人（これらの法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）が行う第二条第二項第一号に規定する中高年齢者の雇用については、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。この場合において、同法第二条の規定による改正前の第七条第一項及び第九条中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（抄）

附則

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

七 沖縄科学技術大学院大学学園及び日本年金機構

八 一十 (略)

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて

、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

3・4 （略）

○国等による環境物品等の調達に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）

一 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 四 （略）

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

4・5 （略）

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（抄）

一 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 四 （略）

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（抄）

（母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力）

第六条 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たつては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十一年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子・父子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（抄）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 四 （略）

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 3 4 （略）

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて

、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

6・7 （略）

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（抄）

（法第二条第五項の政令で定める法人）

第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

○雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

3 （略）

○雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）（抄）

雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十二条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

254 （略）

（国の職員の取扱い）

第百四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

第百四十条第一項

（略）

| | | |
|-----|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| | <p>政令で定める場合を除く。)</p> | <p>政令で定める場合を除く。) 又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)</p> |

○地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号) (抄)

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 日本消防検定協会
- 二 株式会社日本政策金融公庫(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十六号)附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。)
- 三 株式会社日本政策投資銀行(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。)
- 四 独立行政法人都市再生機構(独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。)

- 五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）
- 六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）
- 七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）
- 八 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）
- 九 独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第二条の独立行政法人労働者健康安全機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）
- 十 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）
- 十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）
- 十二 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）
- 十三 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）
- 十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有

鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）

（附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）

十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十六 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

十七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）

十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

二十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

二十一 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

二十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一十号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）

二十三 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東

- 京国際空港公団を含む。)
- 二十四 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）
- 二十五 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団
- 二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）
- 二十七 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）
- 二十八 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター
- 二十九 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）
- 三十 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）
- 三十一 日本下水道事業団
- 三十二 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）
- 三十三 独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）
- 三十四 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）
- 三十五 自動車安全運転センター
- 三十六 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）
- 三十七 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

- 三十八 広域臨海環境整備センター
- 三十九 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 四十 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 四十一 地方公務員災害補償基金
- 四十二 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）
- 四十三 危険物保安技術協会
- 四十四 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）
- 四十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
- 四十六 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）
- 四十七 預金保険機構
- 四十八 日本たばこ産業株式会社
- 四十九 日本電信電話株式会社
- 五十 北海道旅客鉄道株式会社
- 五十一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 五十二 四国旅客鉄道株式会社
- 五十三 日本貨物鉄道株式会社
- 五十四 日本私立学校振興・共済事業団
- 五十五 東日本電信電話株式会社
- 五十六 西日本電信電話株式会社
- 五十七 株式会社産業再生機構
- 五十八 独立行政法人農畜産業振興機構
- 五十九 独立行政法人勤労者退職金共済機構

- 六十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
- 六十一 独立行政法人福祉医療機構
- 六十二 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 六十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 六十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 六十五 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 六十六 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 六十七 東日本高速道路株式会社
- 六十八 首都高速道路株式会社
- 六十九 中日本高速道路株式会社
- 七十 西日本高速道路株式会社
- 七十一 阪神高速道路株式会社
- 七十二 本州四国連絡高速道路株式会社
- 七十三 日本司法支援センター
- 七十四 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 七十五 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）
- 七十六 地方競馬全国協会
- 七十七 全国健康保険協会
- 七十八 株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）
- 七十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
- 八十 日本年金機構
- 八十一 日本商工会議所
- 八十二 全国土地改良事業団体連合会

- 八十三 全国中小企業団体中央会
- 八十四 全国商工会連合会
- 八十五 高圧ガス保安協会
- 八十六 漁業共済組合連合会
- 八十七 軽自動車検査協会
- 八十八 小型船舶検査機構
- 八十九 日本銀行
- 九十 日本弁理士会
- 九十一 原子力発電環境整備機構
- 九十二 東京地下鉄株式会社
- 九十三 日本アルコール産業株式会社
- 九十四 株式会社商工組合中央金庫
- 九十五 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十六 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 九十八 株式会社国際協力銀行
- 九十九 新関西国際空港株式会社
- 百 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百一 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 百二 株式会社海外需要開拓支援機構
- 百三 地方公共団体情報システム機構
- 百四 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 百五 広域的運営推進機関
- 百六 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 百七 使用済燃料再処理機構
- 百八 外国人技能実習機構
- 百九 農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）
- 百十 地方税共同機構

（国の職員の取扱）

第四十三条 (略)

256 (略)

7 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）
- 二 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会
- 三 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）
- 四 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）
- 五 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）
- 六 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）
- 七 地方競馬全国協会
- 八 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
- 九 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。）
- 十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）
- 十一 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）
- 十二 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）
- 十三 地方公務員災害補償基金
- 十四 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）
- 十五 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）
- 十六 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

- 十七 独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）
- 十八 預金保険機構
- 十九 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター
- 二十 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）
- 二十一 日本下水道事業団
- 二十二 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）
- 二十三 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）
- 二十四 農水産業協同組合貯金保険機構
- 二十五 独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）
- 二十六 独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）
- 二十七 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）
- 二十八 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
- 二十九 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）
- 三十 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）
- 三十一 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）
- 三十二 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構
- 三十三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）
- 三十四 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）
- 三十五 日本私立学校振興・共済事業団

- 三十六 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）
- 三十七 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行
- 三十八 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行
- 三十九 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）
- 四十 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）
- 四十一 銀行等保有株式取得機構
- 四十二 独立行政法人農畜産業振興機構
- 四十三 独立行政法人農林漁業信用基金
- 四十四 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 四十五 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
- 四十六 独立行政法人福祉医療機構
- 四十七 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 四十八 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 四十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 五十 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
- 五十一 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 五十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）
- 五十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）
- 五十四 独立行政法人住宅金融支援機構
- 五十五 地方公共団体金融機構
- 五十六 全国健康保険協会
- 五十七 株式会社産業革新投資機構
- 五十八 株式会社地域経済活性化支援機構
- 五十九 日本年金機構

- 六十 日本商工会議所
- 六十一 全国土地改良事業団体連合会
- 六十二 全国中小企業団体中央会
- 六十三 全国商工会連合会
- 六十四 高圧ガス保安協会
- 六十五 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 六十六 漁業共済組合連合会
- 六十七 軽自動車検査協会
- 六十八 小型船舶検査機構
- 六十九 自動車安全運転センター
- 七十 危険物保安技術協会
- 七十一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 七十二 日本電信電話株式会社
- 七十三 北海道旅客鉄道株式会社
- 七十四 四国旅客鉄道株式会社
- 七十五 日本貨物鉄道株式会社
- 七十六 東日本電信電話株式会社
- 七十七 西日本電信電話株式会社
- 七十八 原子力発電環境整備機構
- 七十九 東京地下鉄株式会社
- 八十 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 八十一 成田国際空港株式会社
- 八十二 東日本高速道路株式会社
- 八十三 首都高速道路株式会社
- 八十四 中日本高速道路株式会社
- 八十五 西日本高速道路株式会社
- 八十六 阪神高速道路株式会社
- 八十七 本州四国連絡高速道路株式会社

- 八十八 日本アルコール産業株式会社
 - 八十九 株式会社日本政策金融公庫
 - 九十 株式会社商工組合中央金庫
 - 九十一 株式会社日本政策投資銀行
 - 九十二 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
 - 九十三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
 - 九十四 株式会社国際協力銀行
 - 九十五 新関西国際空港株式会社
 - 九十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
 - 九十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構
 - 九十八 株式会社海外需要開拓支援機構
 - 九十九 地方公共団体情報システム機構
 - 百 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
 - 百一 広域的運営推進機関
 - 百二 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
 - 百三 独立行政法人労働者健康安全機構
 - 百四 使用済燃料再処理機構
 - 百五 外国人技能実習機構
 - 百六 地方税共同機構
- 8・9 (略)

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）

第七条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

②④ (略)

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第二百九十三号）

)(抄)

国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合及び農業共済組合連合会とする。

○独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）

（適用範囲）

第一条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、「国立大学学法人等（国立大学学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）及び別表の名称の欄に掲げる法人（以下「独立行政法人等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 独立行政法人等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在場所
- 三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 四 独立行政法人及び国立大学学法人等にあつては、資本金
- 五 代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人にあつては、その定め
- 六 独立行政法人北方領土問題対策協会にあつては、基金
- 七 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項

(代理人の登記)

- 第六条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。
- 2 独立行政法人及び国立大学法人等が独立行政法人通則法第二十五条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）の代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときも、同様とする。
- 3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

別表（第一条、第二条、第六条関係）

| 名称 | 根拠法 | 登記事項 |
|-----------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------|
| 沖縄振興開発金融公庫 | 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号） | 資本金 |
| 外国人技能実習機構 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金 |
| 危険物保安技術協会 | 消防法（昭和二十三年法律第八十六号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 解散の事由 |
| 銀行等保有株式取得機構 | 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |
| 軽自動車検査協会 | 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金 |
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |
| 高圧ガス保安協会 | 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |
| 広域的運営推進機関 | 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 小型船舶検査機構 | 船舶安全法（昭和八年法律第十一号） | |
| 国家公務員共済組合連合会 | 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号） | |
| 自動車安全運転センター 社会保険診療報酬支払基金 | 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号） 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 消防団員等公務災害補償等共済基金 | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 石炭鉱業年金基金 | 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百二十五号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 全国健康保険協会 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 全国市町村職員共済組合連合会 | 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 地方競馬全国協会 | 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 地方公共団体金融機構 | 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 地方公共団体情報システム機構 | 地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 地方公務員共済組合連合会 | 地方公務員等共済組合法 | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 地方公務員災害補償基金 | 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 地方税共同機構 | 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 日本銀行 | 日本銀行法（平成九年法律第八十九号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |
| 日本勤労者住宅協会 | 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがある ときは、その定め |

| | | |
|----------------|------------------------------|-----------------------------|
| 日本下水道事業団 | 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号） | ときは、その定め |
| 日本公認会計士協会 | 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号） | 資本金 |
| 日本司法支援センター | 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） | 資本金 |
| 日本消防検定協会 | 消防法 | 資本金 |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |
| 日本赤十字社 | 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号） | 資産の総額 |
| 日本中央競馬会 | 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号） | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め |
| 日本電気計器検定所 | 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号） | 資本金 |
| 日本年金機構 | 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号） | 資本金 |
| 日本弁理士会 | 弁理士法（平成十二年法律第四十九号） | 資本金 |
| 日本放送協会 | 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） | 資本金 |
| 日本郵政共済組合 | 国家公務員共済組合法 | 資本金 |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 | 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号） | 資本金 |
| 預金保険機構 | 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号） | 資本金 |

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（抄）

(国等の定義)

第二条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 日本年金機構及び日本中央競馬会

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）（抄）

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 (略)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）

(法第二十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第二十四条第一項の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 四 (略)

五 日本年金機構及び日本中央競馬会

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

(職員の派遣)

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間

の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一・二（略）

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四（略）

2）4（略）

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）

一 医療法人

二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

四 沖縄振興開発金融公庫

五 国立研究開発法人海洋研究開発機構

六 国立研究開発法人科学技術振興機構

七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

八 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。）

九 独立行政法人環境再生保全機構

十 危険物保安技術協会

十一 漁業共済組合

十二 漁業協同組合

十三 漁業協同組合連合会

十四 漁業信用基金協会

十五 漁船保険組合

十六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

十七 独立行政法人勤労者退職金共済機構

十八 独立行政法人空港周辺整備機構

十九 健康保険組合

- 二十 広域臨海環境整備センター
- 二十一 更生保護法人
- 二十二 港務局
- 二十三 独立行政法人国際観光振興機構
- 二十四 独立行政法人国際協力機構
- 二十五 独立行政法人国際交流基金
- 二十六 国民健康保険団体連合会
- 二十七 独立行政法人国民生活センター
- 二十八 市街地再開発組合
- 二十九 自動車安全運転センター
- 三十 独立行政法人福祉医療機構
- 三十一 社会福祉法人
- 三十二 住宅街区整備組合
- 三十三 独立行政法人住宅金融支援機構
- 三十四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 三十五 商工会
- 三十六 商工会議所
- 三十七 商工会連合会
- 三十八 消費生活協同組合
- 三十九 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 四十 職業訓練法人
- 四十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 四十二 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 四十三 信用協同組合
- 四十四 信用保証協会
- 四十五 森林組合
- 四十六 森林組合連合会
- 四十七 水害予防組合
- 四十八 全国市町村職員共済組合連合会
- 四十九 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 五十 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会

- 五十一 地方公務員共済組合
- 五十二 地方公務員共済組合連合会
- 五十三 地方公務員災害補償基金
- 五十四 地方住宅供給公社
- 五十五 地方道路公社
- 五十六 中小企業団体中央会
- 五十七 特定非営利活動法人
- 五十八 独立行政法人都市再生機構
- 五十九 土地開発公社
- 六十 土地改良区
- 六十一 土地改良区連合
- 六十二 土地改良事業団体連合会
- 六十三 土地区画整理組合
- 六十四 都道府県職業能力開発協会
- 六十五 独立行政法人日本学生支援機構
- 六十六 独立行政法人日本学術振興会
- 六十七 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 六十八 日本下水道事業団
- 六十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 七十 日本消防検定協会
- 七十一 日本私立学校振興・共済事業団
- 七十二 日本赤十字社
- 七十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 七十四 独立行政法人日本貿易振興機構
- 七十五 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 七十六 農業共済組合
- 七十七 農業共済組合連合会
- 七十八 農業協同組合
- 七十九 農業協同組合連合会
- 八十 独立行政法人農業者年金基金
- 八十一 農業信用基金協会

- 八十二 農事組合法人
- 八十三 独立行政法人農畜産業振興機構
- 八十四 防災街区整備事業組合
- 八十五 独立行政法人水資源機構
- 八十六 預金保険機構
- 八十七 国立研究開発法人理化学研究所
- 八十八 独立行政法人労働者健康安全機構
- 八十九 日本司法支援センター
- 九十 独立行政法人家畜改良センター
- 九十一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 九十二 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 九十三 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 九十四 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 九十五 国立研究開発法人土木研究所
- 九十六 国立研究開発法人建築研究所
- 九十七 地方公共団体金融機構
- 九十八 地方競馬全国協会
- 九十九 全国健康保険協会
- 百 株式会社日本政策金融公庫
- 百一 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 百二 日本年金機構
- 百三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 百四 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 百五 株式会社国際協力銀行
- 百六 地方公共団体情報システム機構
- 百七 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 百八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 百九 地方税共同機構
- 百十 国立大学法人

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ ホ （略）

ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの

ト チ （略）

三 十二 （略）

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）

（法第三条第二号への政令で定める法人）

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一（略）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3（略）

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（公的統計の作成主体となるべき法人）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

○障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（略）

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ（略）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令(平成二十八年政令第三十二号)(抄)

(法第二条第五号口の政令で定める法人)

第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(他の役員員についての依頼等の規制)

第六六条の二 職員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員(以下「役員」という。)をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人(当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。)

三 (略)

③ 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当

該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)をいう。

④ (略)

(内閣総理大臣への届出)

第六百六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。)には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 (略)

二 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。))のうち政令で定めるものをいう。)

三・四 (略)

② (略)

○職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)(抄)

(退職手当通算法人)

第二条 法第六百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 沖繩振興開発金融公庫
- 二 首都高速道路株式会社
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 阪神高速道路株式会社
- 六 日本消防検定協会
- 七 成田国際空港株式会社
- 八 国家公務員共済組合連合会
- 九 本州四国連絡高速道路株式会社
- 十 日本私立学校振興・共済事業団
- 十一 軽自動車検査協会
- 十二 日本下水道事業団

- 十三 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 十四 企業年金連合会
- 十五 石炭鉱業年金基金
- 十六 小型船舶検査機構
- 十七 高圧ガス保安協会
- 十八 自動車安全運転センター
- 十九 放送大学学園
- 二十 日本商工会議所
- 二十一 地方職員共済組合
- 二十二 警察共済組合
- 二十三 中央労働災害防止協会
- 二十四 地方公務員災害補償基金
- 二十五 預金保険機構
- 二十六 危険物保安技術協会
- 二十七 中央職業能力開発協会
- 二十八 地方公務員共済組合連合会
- 二十九 全国市町村職員共済組合連合会
- 三十 削除
- 三十一 日本たばこ産業株式会社
- 三十二 日本電信電話株式会社
- 三十三 北海道旅客鉄道株式会社
- 三十四 四国旅客鉄道株式会社
- 三十五 削除
- 三十六 日本貨物鉄道株式会社
- 三十七 社会保険診療報酬支払基金
- 三十八 国民年金基金連合会
- 三十九 公立学校共済組合
- 四十 日本中央競馬会
- 四十一 東日本電信電話株式会社
- 四十二 西日本電信電話株式会社
- 四十三 原子力発電環境整備機構

- 四十四 国立大学法人
- 四十五 大学共同利用機関法人
- 四十六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 四十七 東日本高速道路株式会社
- 四十八 中日本高速道路株式会社
- 四十九 西日本高速道路株式会社
- 五十 日本郵政株式会社
- 五十一 日本司法支援センター
削除
- 五十二 削除
- 五十三 日本郵便株式会社
- 五十四 株式会社商工組合中央金庫
- 五十五 地方競馬全国協会
- 五十六 農水産業協同組合貯金保険機構
- 五十七 銀行等保有株式取得機構
- 五十八 地方公共団体金融機構
- 五十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 六十 全国健康保険協会
- 六十一 株式会社産業革新投資機構
- 六十二 株式会社地域経済活性化支援機構
- 六十三 日本年金機構
- 六十四 削除
- 六十五 全国土地改良事業団体連合会
- 六十六 全国中小企業団体中央会
- 六十七 全国商工会連合会
- 六十八 漁業共済組合連合会
- 六十九 日本銀行
- 七十 日本弁理士会
- 七十一 東京地下鉄株式会社
- 七十二 日本アルコール産業株式会社
- 七十三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 七十四 沖縄科学技術大学院大学学園

- 七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 七十六 株式会社国際協力銀行
- 七十七 新関西国際空港株式会社
- 七十八 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 七十九 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 八十 株式会社海外需要開拓支援機構
- 八十一 地方公共団体情報システム機構
- 八十二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 八十三 広域的運営推進機関
- 八十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 八十五 使用済燃料再処理機構
- 八十六 外国人技能実習機構
- 八十七 株式会社日本貿易保険
- 八十八 農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）
- 八十九 地方税共同機構

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）

第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。

- 一 沖繩振興開発金融公庫
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五及び六 削除
- 七 四国旅客鉄道株式会社
- 八 首都高速道路株式会社
- 九 東京地下鉄株式会社
- 十 中日本高速道路株式会社
- 十一 成田国際空港株式会社
- 十二 西日本高速道路株式会社
- 十三 日本アルコー産業株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社

- 十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 十六 日本私立学校振興・共済事業団
- 十七 日本たばこ産業株式会社
- 十八 日本中央競馬会
- 十九 日本電信電話株式会社
- 二十 日本放送協会
- 二十一 日本郵政株式会社
- 二十二 阪神高速道路株式会社
- 二十三 東日本高速道路株式会社
- 二十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 二十五 本州四国連絡高速道路株式会社
- 二十六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 二十七 日本年金機構
- 二十八 沖縄科学技術大学院大学学園
- 二十九 株式会社国際協力銀行
- 三十 新関西国際空港株式会社
- 三十一 株式会社日本貿易保険

○行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）

第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。

- 一 沖縄振興開発金融公庫
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五及び六 削除
- 七 四国旅客鉄道株式会社
- 八 首都高速道路株式会社

- 九 東京地下鉄株式会社
- 十 中日本高速道路株式会社
- 十一 成田国際空港株式会社
- 十二 西日本高速道路株式会社
- 十三 日本アルコール産業株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社
- 十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 十六 日本私立学校振興・共済事業団
- 十七 日本たばこ産業株式会社
- 十八 日本中央競馬会
- 十九 日本電信電話株式会社
- 二十 日本放送協会
- 二十一 日本郵政株式会社
- 二十二 阪神高速道路株式会社
- 二十三 東日本高速道路株式会社
- 二十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 二十五 本州四国連絡高速道路株式会社
- 二十六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 二十七 日本年金機構
- 二十八 沖縄科学技術大学院大学学園
- 二十九 株式会社国際協力銀行
- 三十 新関西国際空港株式会社
- 三十一 株式会社日本貿易保険

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）

（国の機関等に対するデータの提供の求め）
 第二十八条の二 認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であつて、内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（以下この条及び次条において単に「実施主体」という。）は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国の機関又は公共機関等（独立行政法人通則法（平成十一

年法律第百三三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人その他これに準ずる者で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。) の保有するデータであつて区域データとしての活用が見込まれるものを必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該データの提供を求めることができる。

2515 (略)

○国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号) (抄)

(独立行政法人に準ずる者)

第三十一条 法第二十八条の二第一項の政令で定める者は、別表に掲げる法人とする。

別表(第三十一条関係)

| 名称 | 根拠法 |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 沖繩科学技術大学院大学学園 | 沖繩科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号) |
| 沖繩振興開発金融公庫 | 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号) |
| 外国人技能実習機構 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号) |
| 株式会社国際協力銀行 | 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号) |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号) |
| 株式会社日本貿易保険 | 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号) |
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号) |
| 国立大学法人 | 国立大学法人法 |
| 大学共同利用機関法人 | 国立大学法人法 |
| 日本銀行 | 日本銀行法(平成九年法律第八十九号) |
| 日本司法支援センター | 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号) |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号) |
| 日本中央競馬会 | 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号) |
| 日本年金機構 | 日本年金機構法(平成十九年法律第九号) |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 | 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号) |
| 放送大学学園 | 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号) |
| 預金保険機構 | 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号) |